

令和5年第7回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年5月22日(月)
開会 14時35分 閉会 15時45分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
委 員 山口 清一郎 委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長 武藤 文雄
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也
学校教育課学校指導係総括主幹(以下「学教総括」という。) 吉田 康彦
社会教育課長 丸山 純一
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 戸高 直人
体育保健課長 川野 眞司
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 6件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和5年第7回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、平井委員にお願いしたいと思います。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田がいたします。

教育長職務代理者の指名

教育長 教育長職務代理者について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あら

かじめその指名する委員がその職務を行う」とされており、今回、岩佐委員の退任に伴い、新たに教育長職務代理者を指名する必要があります。その教育長職務代理者に平井委員を指名します。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議の終了は、15時50分を予定しています。

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 議案第22号から第24号までは人事に関する案件であり、又、議案第25号及び議案第26号については一括した提案であり、これについても人事に関する案件を含むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りをいたします。議案第22号から議案第26号までは公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第22号から議案第26号までは非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は初めに公開による議事、議案第21号及びその他報告事項等を行いまして、次に非公開による議事、議案第22号から議案第26号までを行いますのでよろしくお願ひいたします。

議 事

【議 案】

議案第21号 佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針の策定について

議案第22号 佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について

議案第23号 佐伯市社会教育委員の委嘱について

議案第24号 令和6年度使用教科用図書採択手続について

議案第25号 市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会設置要綱の制定について

議案第26号 市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会委員の委嘱について

議案第 21 号 佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針の策定について

教育長 それでは議案第 21 号佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針の策定について、学校教育課の吉田総括主幹が説明をいたします。

学教総括 議案第 21 号佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針の策定について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

理由は、佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針を策定したいためです。

それでは、別紙資料の 2 ページをご覧ください。

全国的に少子化が進む中、各地で学校統合や通学区再編をとおして学校規模格差是正を図り、学校適正化が進められています。本市においても平成 17 年の市町村合併以降、小・中学校の統廃合を行い、旧町村では弥生を除く上浦、本匠、宇目、直川、鶴見、米水津、蒲江地区において、小・中学校 1 校として「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいます。

しかし、人口減少・少子化は着実に進行し、旧町村はもとより旧市内の一部の学校においても児童生徒の減少が進むことを踏まえ、将来の児童生徒の状況を見据えた小・中学校規模の適正な在り方を再度、全市的に考えていく必要があります。

令和 3 年 12 月から、学識経験者、保護者代表等で構成する「佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会」を設置し、「佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）」に関する諸課題の解決に向けて検討を行い、令和 5 年 1 月 26 日に答申を受けました。佐伯市教育委員会では、この答申を踏まえ、この度「佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針」を作成したところです。今後、本基本方針を基に、保護者、学校関係者、地域の方々と十分話し合いを重ね、理解と協力を得ながら円滑に検討を重ねていくこととなります。

本基本方針について、まず、佐伯市における適正規模・小規模校存続の考え方について確認します。佐伯市における適正規模の考え方として、「小学校は複式によらない最少人数での 6 学級以上、中学校は 3 学級以上」を標準とすること。また、いわゆる小規模校存続の考え方として、通学距離を小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内とすること又は通学時間を通学方法にかかわらずおおむね 1 時間以内とすることとしています。このことを踏まえた上で、小規模特認校制度の導入についての方針を定めました。人口減少や少子化が進む中で、面積が広く小規模校が点在する佐伯市においても適正規模の考え方に照らした学校規模を維持していくことは難しい現状にあります。一方で地域振興の観点から小規模校の存続についても考えなければならなりません。よって、児童生徒数の推移や地域の状況

を踏まえた適正規模・適正配置の検討が必要になります。その際、学校選択制度の中でも小規模特認校制度導入について検討するとともに、学校施設の長寿命化計画の見直しを進めることが必要であると考えます。

佐伯市立小・中学校における小規模特認校制度の導入方針については、次のように定めます。

小規模特認校導入については、教育委員会が小規模特認校の状況を次のように判断したときに検討に入ります。

一つ目が、地理的条件や今後の児童生徒数の減少の状況が小規模特認校を設置すべきと判断したとき、二つ目が、各小規模校が打ち出した児童生徒の受け入れに係る特色が小規模特認校として適すると判断したとき、三つ目が、児童生徒の個別の課題に対する教育上の配慮の方針が小規模特認校として適すると判断したときです。

また、学校統廃合については、各小・中学校の児童生徒数の推移や小規模特認校の状況を見るとともに、保護者や地域の方々の意見を聞きながら、次の手順で検討します。まず、地域とのつながりの中で、子どもを中心とした地域とともにある学校づくりを進める計画を立てます。特に、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）については、各小・中学校に設置し、地域のコミュニティと学校の関わり等、現状や課題に係る協議を学校ごとに進めます。次に、「佐伯市における適正規模の考え方」に照らし、各小・中学校の児童生徒数の推移や小規模特認校の状況を見るとともに、保護者や地域の意見を聞きながら、対象校選定の準備に入ります。次に、対象校選定の準備と併せて、学校統廃合に向けた計画等を作成するとともに、「佐伯市学校施設長寿命化計画」の見直しを行います。最後に、学校統廃合に向けた計画等を基に、保護者や地域に対して説明を行います。

なお、次の条件を満たす場合は、小規模特認校の選定を待たずに学校統廃合の検討に入ります。条件の一つ目は、「佐伯市における適正規模の考え方」に照らした各小・中学校の児童生徒数の減少が著しく、教育活動の充実を図ることが困難であると判断する場合、二つ目は、保護者や地域から学校統廃合の要望が上がった場合です。検討の手順は、まず、学校統廃合の条件を満たすかどうかの検討をする。次に、条件を満たす場合は、学校統廃合に向けた計画を作成する。最後に、学校統廃合に向けた計画等を基に保護者や地域住民に対して説明を行うとしました。

今後のスケジュールは、「佐伯市立小・中学校の今後の在り方について方針実現のための検討会」を設置し、次のスケジュールで検討を重ね、学校・保護者・地域住民への説明を行っていくこととします。

その中で令和5年度は、各小・中学校が抱える課題を洗い出し、どの学校に小規模特認校を導入することが可能であるかを検討し、小規模特認校の候補を選定します。

令和6年度は、小規模特認校の候補の学校が、小規模特認校制度の導入を想定したカリキュラム等で実践を重ね、成果や課題を洗い出します。

令和7年度は、佐伯市立小規模特認校制度実施要綱の策定等、小規模特認校導入の準備を行い、児童生徒の募集に入ります。

なお、学校施設の長寿命化計画の見直しについては、「佐伯市学校施設長寿命化計画」における長寿命化の実施計画によることとします。

以上で議案第 21 号佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針の策定についての説明を終わります。

教育長 学校選択制度の小規模特認校制度、それと学校施設の長寿命化計画について説明していただけますか。

学教総括 小規模特認校制度については何度か言葉が出てきていると思いますが、従来の通学区域は残したままで、特定の学校一つを特認校として定めます。その特定の学校について通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認めるというふうな形になりますので、小規模校の中からここが特認校ですと定められたら、佐伯市内の全ての学校区域の中から、そこに通えるような形をとっていくというふうな形になります。それが小規模特認校制度ということになります。

教育部長 長寿命化計画について説明します。現在ほとんどの小・中学校の構造は、鉄筋コンクリート造となっております。鉄筋コンクリート造の場合は、耐用年数が通常でいくと 47 年となっておりますけども、この耐用年数はほとんどが税制度上の耐用年数でありまして、実際には 40 年、50 年経過したら壊れるというものではないため、そこに長寿命化改修というものを行って、躯体の構造を補強したり、コンクリートの酸化を防ぐような施術をしたりして、もう少しこれを 60 年、80 年もたせようというのが、根本的な考え方になっております。

それを佐伯市は、令和 2 年 3 月に策定をしまして、30 校の学校のうち古い順にあたっていくという形で計画を立てたものであります。

長寿命化計画は 5 年ごとに計画を見直す形になっており、令和 2 年に策定したので令和 7 年が最初の見直しになるのですが、予算的な面や想定以上の幼稚園の激減、幼稚園が今年は 6 園となっており、これまで 10 園以上がこの計画に入っていたので、それらを含めた抜本的な見直しが必要になってきていることから、今年度はそれに着手していきたいというような計画になっています。

教育長 小規模特認校制度と統廃合の順番なり関わりが分かりにくいので、もう一度説明してもらえませんか。

学教総括 小規模校は、佐伯市の中で、児童数の減少、生徒数の減少の中でかなり多くなっています。教育問題検討協議会を進める中で、そこをどういうふうにしていくのかというところの議論になりました。ここでいきなり統廃合を進めるということを進めたり、自由選択制度というもうどこからでもどの学校に行ってもいいですよという制度があるのですが、これをいきなり進めたりするとすると、市民の皆様には混乱が生じるのではないかとということがありましたので、まずは先ほど申し上げた小規模特認校制度というものを取り入れながら、小規模校の存続も考え合わせながら、

学校の適正規模・適正配置を進めていくというものであります。

教育長 ありがとうございました。

いきなり学校の統廃合をするのは無理だと。そこで不登校の子どもたちが通えるような学校を特認という形で、小規模校の特認そういった学校を一つなり二つなり作って、そして小規模校もある程度学校としていわゆる集団活動だけをするのではなくて、個を大事にするような学校というものをつくりながら、あとは学校施設の長寿命化で非常に傷んだ学校をどうするのかと、30校の学校を今後大規模改修するのか、あるいは予算的には統合しながら、学校を少なくして、新しい学校をつくるなり、大規模改修するなりということを考えていくのかといったところも含めた中で、順番的には小規模特認校を考える。そのあと学校統廃合を長寿命化と併せて考えていく。そして地域や保護者の要望が強ければ、小規模特認校制度に走らずにもうそのまま統廃合しようと。そういう方針を作ったということでありませう。

質問等ございましたらお受けいたしますのでよろしくお願ひします。

平井委員 小規模特認校ですが、佐伯市は令和5年度、今年から始まるみたいですけど、実際今、大分県内で小規模特認校はあるのですか。

学教総括 私も臼杵市の方に視察に行かせていただいたのですが、臼杵市に限らず、もうかなりの市町村で導入が進められています。導入をしてない市町村の方が少ないといった状況にあります。

平井委員 それとこの文書を全て読みきれていないのですが、いろいろな基準がありますけど、例えば通学距離は小学校はおおむね4キロ以内、中学校はおおむね6キロ以内などありますが、この中で佐伯市だけが入れた条項みたいなものがあるのですか。佐伯市ならではというか、佐伯市だからということで特別に入れているような条項はあるのですか。

学教総括 この中で佐伯市が本当に特色を持ってというふうなものはありませんが、2ページに条件を三つ入れております。児童数の減少と受入れに係る特色、これはもうどの市町村でも要綱の中に定められています。最後の児童生徒の個別の課題に対する教育上の配慮については、なかなか要綱の中にも入っていないのですが、ここについては、今、佐伯市の中にも外国籍の子どもが入ってきたり、支援が必要な子どもであったり、先ほど教育長が申し上げた不登校の子どもであったり、そういうふうなところの受入れがきちんとできる学校を一つ条件付けとして入れさせていただきました。

小寺委員 カリキュラムが、一般的なカリキュラムとは少し差別化した感じで組まれると思うのですが、どういったところを目標にして、カリキュラムは構成されますか。

学教総括 いろいろな市町村の視察の結果を参考に入れていただきたいと思っています。やはり小規模校になると、小規模校ならではのところが出てくると思います。佐伯市は自然が豊かなところもありますので、体験活動であったり、今言った支援を必要とする子どもがどういうふうに学べるかっていうふうなところであったり、そういうふうなところに重点を置きながら、小規模校ならではの特色を出しながら、又は大規模校ではできないところをこちらで打ち出しながら、カリキュラムの編成もできていくのかなというふうに思っています。

小寺委員 せっかくこういった小規模のところでは特色を出しては、やはり同時に今でしたら IT に強い先生とか、特別支援の知識を持たれた先生、外国籍の方には例えば日本語教師のカリキュラムっていうのは四百何十時間かの通信教育プラス少しの実践で資格が取れますので、やはりそういった教員の育成というのにも同時に進めていくといいのかなあと、今お話伺って思いました。

学教総括 今委員が言われたところはもっともなところでして、臼杵市に行った時に課題として挙げられていたのが、正にそこです。一つは、どうしても特任という形で、その地域の方からあの学校は不登校の子どもが来る学校というふうに見られてしまうというところが一つ。もう一つが、今言われた専門性のある教員というところで、いわゆる支援が必要な子どもに対してどんな支援ができるかというところでは、やはりそこは教員の研修などがとても大事になりますというふうなところもありましたので、カリキュラムと併せて先生方の専門的な教養又は教育上の配慮というところも大事になってくるのかなというふうに思っています。

山口委員 この小規模特認校の考え方で校区外を適用しないということになってくると、今校区外就学に対しての意見というか要望が保護者から上がってきますが、それに対しての条件緩和とかその辺の見直しを行っていくようなことは考えられますか。

学教課長 今回の校区外就学の要件に小規模特認校制度というところも絡んでくると思いますので、導入に当たっては、見直しを図る必要があるかというふうに思います。

山口委員 あともう1点。当然、今度通学距離が長くなってくると、おそらくそういった通学に対してのコストもかかってきますよね。私は思うんですけど、当然、こういった地方都市において地方交付税交付金がどんどん落ちていく中で、そういったコストっていう面は、別にコストの判断だけではないんですけど、保護者や地域住民の方にも、どういうメンテナンスコストや投資的経費がかかっていくのだとか、いわゆるそういった通学コスト、極端な話、生徒の人数で積算したときにどのようなコストがかかっているということのその数値化を当然保護者や地域住民の方に、いざれ説明をしていかなければならないですよ。

そう考えるとコストっていうのはこれからどうしても避けては通れないことだと思うので、コストを踏まえた形で小規模校の提案をしていけば保護者の意識は変

わると思います。評価点、コストに対しての評価、いわゆる点数制とは言わないんですけど、そういう形で出していくっていうことは、多角的な視点から、これから我々地方都市にとっては必要ではないかと思います。

学教課長 貴重な御意見をありがとうございます。やはり説明責任といえますか、皆さんが納得できる形や今の実情をみんなで把握していくことが、非常に大切なところだと思います。今いただいたコストに対する評価であったり、数値化であったりというところは非常に参考になる意見だと思います。ありがとうございました。

藤崎委員 小規模特認校制度は、とてもユニークで面白い制度だと思います。今議論を聞いていると、サポートしなければいけない人たちに特別なサポートをするというイメージのように聞いたんですけど、プラス、それはもちろんあっていいと思いますが、それプラス何か、例えば IT にすごく強い子どもを育てるとか、語学ができる小学生を集めようとかっていう形で、可能性をもう少し開いていくような、アップするような、佐伯市でこんな人材が育成されているよっていうような学校があってもいいのではないかとこのように思ったので、そういう方向性も考えていただくといいのではないかと思います。

教育長 ありがとうございました。ほかよろしいでしょうか。

様々な前向きな御意見をいただきました。今後進めていく上で非常に参考になる御意見ばかりでした。もう意見もございませんので審議はここで閉じたいと思います。

教育長 それでは、議案第 21 号の承認についてお諮りします。提案のとおり承認ということではよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 ありがとうございました。それでは議案第 21 号については、提案どおり承認いたします。また委員さん方の御意見は参考にしながら、今後進めて参りたいというふうに思います。

報告事項等

- ・ 次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

議 事

議案第 22 号 佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第 22 号から第 26 号までを行い

ます。

関係課長のみ在席とし、その他の課長及び傍聴人は退室をお願いします。

教育長 議案第 22 号「佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について」、柳井学校教育課長が説明いたします。

=非公開=

=資料を説明=

=原案のとおり承認=

議案第 23 号 佐伯市社会教育委員の委嘱について

教育長 それでは続きまして、議案第 23 号「佐伯市社会教育委員の委嘱について」、丸山社会教育課長が説明いたします。

=非公開=

=資料を説明=

=原案のとおり承認=

議案第 24 号 令和 6 年度使用教科用図書の採択手続について

教育長 続きまして、議案第 24 号「令和 6 年度使用教科用図書の採択手続について」、学校教育課長が説明いたします。

=非公開=

=資料を説明=

=原案のとおり承認=

議案第 25 号 市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会設置要綱の制定について

議案第 26 号 市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会委員の委嘱について

教育長 それでは続きまして議案第 25 号「市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会設置要綱の制定について」、あわせて、議案第 26 号「市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会委員の委嘱について」、これを一括して丸山社会教育課長が説

明いたします。

=非公開=

=資料を説明=

=原案のとおり承認=

教育長

以上で本日の第7回佐伯市教育委員会会議を閉会します。

終了 15 時 45 分